最終更新日：2024年9月30日
サイジニア株式会社
代表取締役社長 山﨑 徳之
問合せ先：管理部長 嶋崎 雄一郎/内部監査室室長 高岡 幸恵 03-5779-6254
証券コード：6031
https://scigineer.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、経営の効率性と適法性を同時に確保しつつ、健全に発展するために、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、その目的である「経営に対する監視機能」「効率的経営による収益体制の強化」「経営内容の健全性」を実現することを経営上の重要課題と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を、全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
合同会社アイ・アセットマネジメント	2,150,000	20.77
株式会社レッドポイント	960,000	9.27
吉井　伸一郎	880,540	8.50
北城　恪太郎	488,720	4.72
CACEIS BANK/QUINTET LUXEMBOURG SUB AC / UCITS CUSTOMERS ACCO UNT （常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部）	473,600	4.57
森川　和之	371,200	3.58
株式会社SBI証券	320,311	3.09
清板　大亮	290,200	2.80
ORSARA ELIO	195,300	1.88
嶋崎　雄一郎	175,000	1.69

支配株主（親会社を除く）の有無	合同会社アイ・アセットマネジメント
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況は、2024年6月30日現在の状況を記載しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース

決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主との取引等を行う際には、一般の取引と同様に、適正な条件で行うことを基本方針としております。
従いまして、当社は、取引条件等の内容について妥当性を十分に審議するため、取締役会にて市場動向などを総合的に決定するようにし、少数株主に不利益をあたえないように適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
伊藤　健吾	他の会社の出身者											
渡辺　英治	税理士											
松園　詩織	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　　上場会社の兄弟会社の業務執行者

d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤　健吾	○	―――	企業経営にかかわる豊富な経験と高い見識を有しており、その知識と経験に基づいた有益な助言を得るため、社外取締役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の資格を充たしており、当社との間に特別の利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
渡辺　英治	○	―――	複数の企業経営にかかわる豊富な経験と高い見識を有しており、その知識と経験に基づいた有益な助言を得るため、社外取締役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の資格を充たしており、当社との間に特別の利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
松園　詩織	○	―――	実業界における豊富な経験と幅広い見識を活かし、その知識と経験に基づいた有益な助言を得るため、社外取締役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の資格を充たしており、当社との間に特別の利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は、内部監査の実施の都度、結果及び改善事項を代表取締役へ報告する他、常勤監査役に対しても報告しております。常勤監査役への報告に際しては、内部監査室は、常勤監査役より監査結果に関する質問や内部監査において他に確認すべき事項に関する助言等を受けており、以後の内部監査にあたっての確認事項として留意しております。また、内部監査において把握された状況、改善についての情報は、監査役監査においても活用されており、監査役によって監査項目の追加又はより詳細な確認の実施、要改善事項に関する改善状況の確認等が実施され、両監査の質的向上と効率化を図っております。
内部監査人と会計監査人である監査法人との連携に関しては、監査法人との打ち合わせ等の際に、内部監査の実施状況についての報告も行っております。また、監査法人からも会計監査の状況や改善指示事項･助言事項等についての報告を受けており、情報共有が行われております。上記の監査役監査の際と同様、監査法人からの指摘又は助言事項は、以後の内部監査においても活かされております。

また、監査役と監査法人の間の意見交換ないし協議は定期的に行われており、内部監査室、監査役、監査法人の三者による意見交換ないし協議も随時行なっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	5 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉澤　伸幸	他の会社の出身者													
内田　直康	他の会社の出身者													
浅海　直樹	他の会社の出身者													
柳瀬 典由	他の会社の出身者													
猪木 俊宏	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉澤　伸幸	○	―――	企業経営にかかわる豊富な経験と高い見識を有しており、その知識と経験に基づいた有益な助言を得るため、社外監査役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の資格を充たしており、当社との間に特別の利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
内田　直康	○	―――	長年にわたり事業会社の監査役や監査等委員会などの要職を歴任するなど豊富な経験と幅広い知識を有しており、監査役として客観的視点から当社のコンプライアンス及び内部投資の構築に貢献していただけると判断し、社外監査役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の資格を充たしており、当社との間に特別の利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

浅海　直樹	○	―――	金融機関における豊富な経験と幅広い見識を、当社の監査に反映していただくことを期待しているため、社外監査役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の資格を充たしており、当社との間に特別の利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
柳瀬 典由	○	―――	大学教授としてコーポレートファイナンス・経営財務及びリスクマネジメント・保険の分野で高い見識と専門性を有するほか、様々な公的委員を歴任するなど幅広い経験を有しており、その知見と経験により有用な助言や提言が期待できることから、社外監査役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の資格を充たしており、当社との間に特別の利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
猪木 俊宏	○	社外監査役猪木俊宏氏は、当社の株式を25,000株保有しております。同氏は経営者としての豊富な経験を有しており、独立役員の立場を十分に理解しておりますので、同氏の独立性に影響を与えるおそれはないと判断しております。	弁護士としての専門的知見に加えて、他企業の社外監査役を兼務する等、企業経営全般における豊富な経験と幅広い見識を有しており、その深い知見に基づく助言、牽制基を得るため、社外監査役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の資格を充たしており、当社との間に特別の利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	8 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

ストックオプションについては株価変動のメリットとリスクを株主と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値の増大への意欲を高めることを目的として、株主総会で決定した付与限度内において、当社株式又は株式報酬型新株予約権等を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、ストックオプションを付与しております。
賞与は、取締役報酬関係の報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容に記載しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしておりません。取締役及び監査役の報酬等は、それぞれを総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、決定しております。
賞与は業績及び株価向上への意欲を高めるため、会社業績に多大な好影響を与える貢献が認められた場合に、その貢献度合いに応じた額を賞与として支給するものとします。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、管理部が窓口となって、適時かつ適切な情報提供を行っております。また、社外監査役に対しては、内部監査室も、適時かつ適切な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は監査役5名(うち社外監査役5名)で構成され、取締役の業務執行を監査・監視しております。
当社は監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、当該制度を採用しております。
取締役会は、取締役6名(うち社外取締役3名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役間の相互牽制により取締役の職務の執行を監督しております。
取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則として毎月 1回の定時取締役会を開催しているほか、経営上の重要事項が発生した場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が手掛けているデジタルマーケティングソリューション事業においては、技術の変化のスピードが他の業種に比較して早いため、迅速な意思決定をして競争力を十分に確保できる経営体制が不可欠であることから、社外取締役を積極的に選任し、取締役会の監督機能を強化し、常勤の社外監査役の選任等による監査役・監査役会の監査機能の強化をすることで、経営のスピード向上を図りつつ、監督・監査機能の強化を両立したコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日については、他社の株主総会が集中すると見込まれる日を避けるとともに、ご出席いただきやすい場所の確保に努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使は実施済みになります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイト上に、「IRポリシー」を掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算及び年度決算終了後等に、適宜決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイトのIRページ上に、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、決算説明会資料を掲載いたします。	
IRに関する部署（担当者）の設置	複数の部署を跨いだIRチームにて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス研修等において、様々な立場のステークホルダーを尊重する企業活動の取組みの重要性について、役職員に周知徹底しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1　取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、社会から信頼される企業として存続するために、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると考え、当社の経営理念を取締役及び役職員に周知・徹底するとともに、取締役及び役職員に対するコンプライアンス研修の実施やマニュアルの配布等を行い、コンプライアンスに対する意識を継続的に高める。
(2)当社は、コンプライアンス推進のための基本的事項を定めた「コンプライアンス規程」に従い、コンプライアンス統括責任者の任用、コンプライアンス委員会の設置を行い、全社的なコンプライアンス施策を推進する。
(3)当社グループは、法令及び定款違反行為の予防、早期発見及び是正のための「内部通報制度」を設けて、コンプライアンスの徹底・向上に努める。

2　取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)重要事項に関する意思決定及び報告については、「取締役会規程」に基づいて実施し、取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づいて、作成、保存、管理及び廃棄を行う。
(2)当社は、情報セキュリティ管理の基本的事項を定めた「情報システム管理規程」に従い、情報セキュリティ委員会を設置し、組織的・人的・物理的・技術的側面から有効な情報セキュリティ対策を実施する。

3　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社は、当社グループのリスク管理の基本的事項を定めた「リスク管理規程」に従い、リスク管理委員会を設置し、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。
(2)リスク管理の状況については、取締役会において、適宜報告を行い、必要に応じて、顧問弁護士等の外部専門機関に、相談及び確認をする。また、定期的に内部監査を実施し、法令及び定款違反その他の事由に基づく損失の危険のある業務執行を予防する。

4　取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社は、当社グループの中長期及び年度毎の事業計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。
(2)当社は、「取締役会規程」、「組織規程」及び「業務分掌規程」等を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を定める。
(3)取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の業務分掌及び職務権限等を定め、全体として取締役の職務執行の効率性を確保する。

5　当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、子会社の経営の重要事項に関して、当社の付議基準に従った当社の事前承認または当社への報告を求めており、子会社は当社の要請を含めた決裁ルールの整備を行っている。
(2) 当社は、重要な子会社に経営成績、財務状況その他重要事項について、当社への定期的報告を実施させることとしている。
(3) 管理部長が毎月子会社の職務執行のモニタリングを行うとともに内部監査部門と協力し、子会社におけるリスク情報の有無、子会社との取引内容を監査する体制としている。
(4) 当社は、子会社に損失の危機が発生したことを把握した場合には、直ちに当社のリスク管理委員会及び担当部署に報告がなされる体制としている。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)当社は、監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人（以下「補助使用人」という）を置くものとし、その人選については監査役会との間で協議する。
(2)当社は、補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、補助使用人は取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該期間中の任命、異動、評価及び懲戒については、事前に監査役会へ報告し、了承を得たうえで行うものとする。

7 監査役の補助使用人に対する指示の実効性に関する事項
当社は、監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保するため、必要な知識・能力を備えた補助使用人を確保する。補助使用人は、内部監査室をはじめ執行部門の調査権限を有するとともに必要な会議に出席できるものとする。

8 取締役、使用人等及び子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役に報告するための体制
(1)取締役会は、監査役会と協議のうえ、取締役及び使用人が監査役会に報告すべき事項を定める。
(2)取締役及び使用人は、監査役に対して、当社の事業の状況、コンプライアンスやリスク管理などの内部統制システムの整備及び運営状況などを定例的に報告するほか、当社に重大な影響を及ぼす事項がある場合には、これを報告することとする。
(3)当社は、子会社の取締役、使用人等が監査役に報告するための体制の整備を行っている。

9 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「内部通報規程」に従い、内部通報制度を整備するとともに、監査役に報告をした者が報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制を定める。

10 監査役費用の前払い又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項
(1)監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
(2)緊急又は臨時の費用については、職務の執行上必要でないと認められた場合を除き、前払い又は事後当社に償還を請求できるものとする。

11 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)代表取締役は、監査役との間で、相互の意思疎通を図るため定期的な会合を開催し、監査機能の実効性向上に努める。
(2)内部監査室は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに一切の関係を遮断するものとする。
また、当社は、反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を管理部とし、当該部署が情報の管理や外部専門機関との連携を行う。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来は検討を要する課題となることも考えられます。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけております。
当社は、株主、投資家等に対する経営の透明性、公平性及び継続性の向上という観点から、迅速なディスクロージャー情報の収集と提供に努めてまいります。また、金融商品取引法及び証券取引所が定める適時開示に関する規則等に準拠した情報の開示に努める他、当社を理解していただくために有効であると当社が判断する情報についても、タイムリーかつ積極的に開示してまいります。
当社が取得した情報は、適時開示責任者の管理の下に集約し、所要の検討・手続きを経たうえで、公表すべき情報は適時に公表いたします。また、従業員に対する周知・教育については、経営者のディスクロージャーへの取組み方針や開示情報の項目等について、インサイダー取引防止に関する周知・教育とともに、随時行ってまいります。

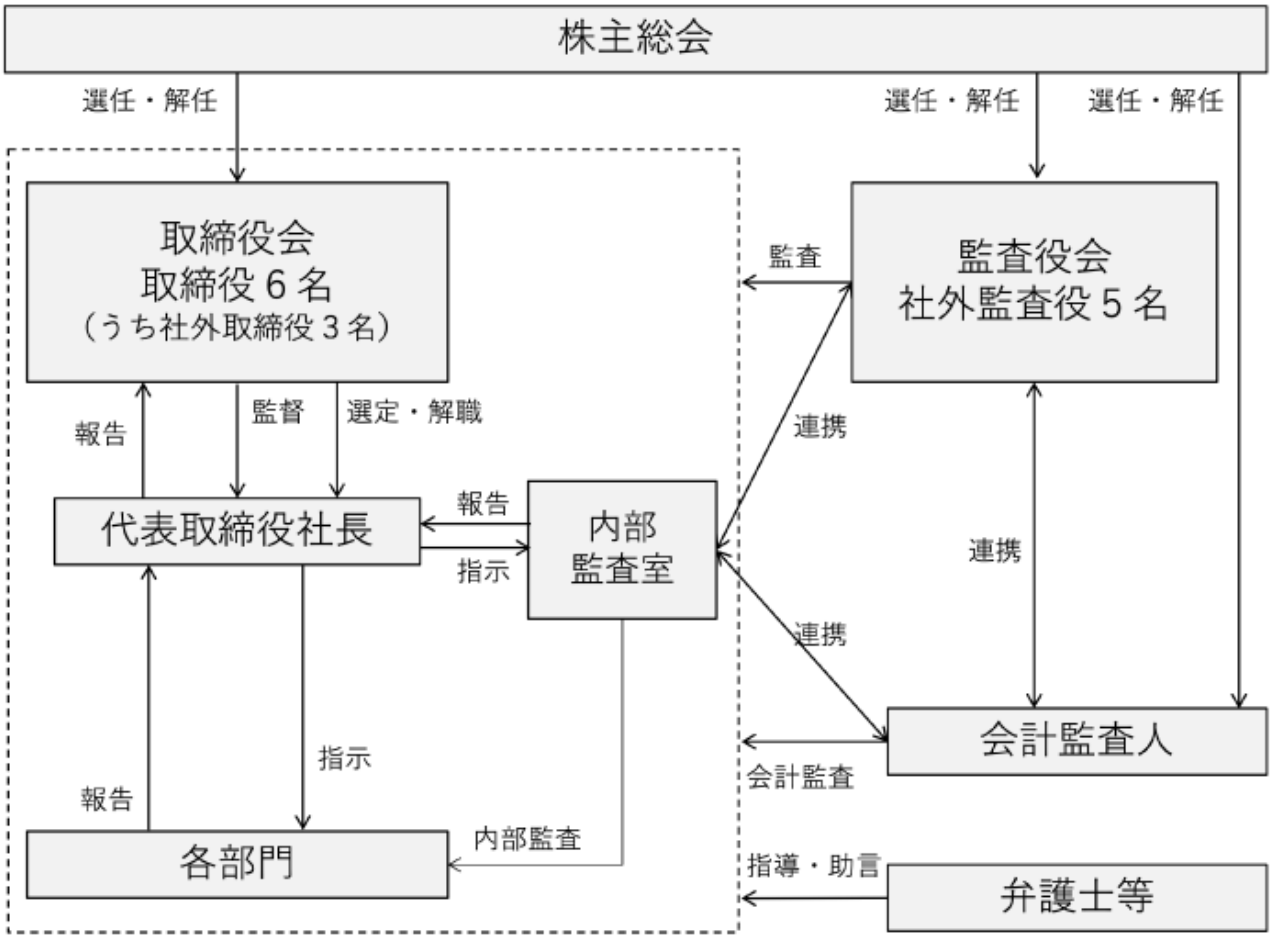
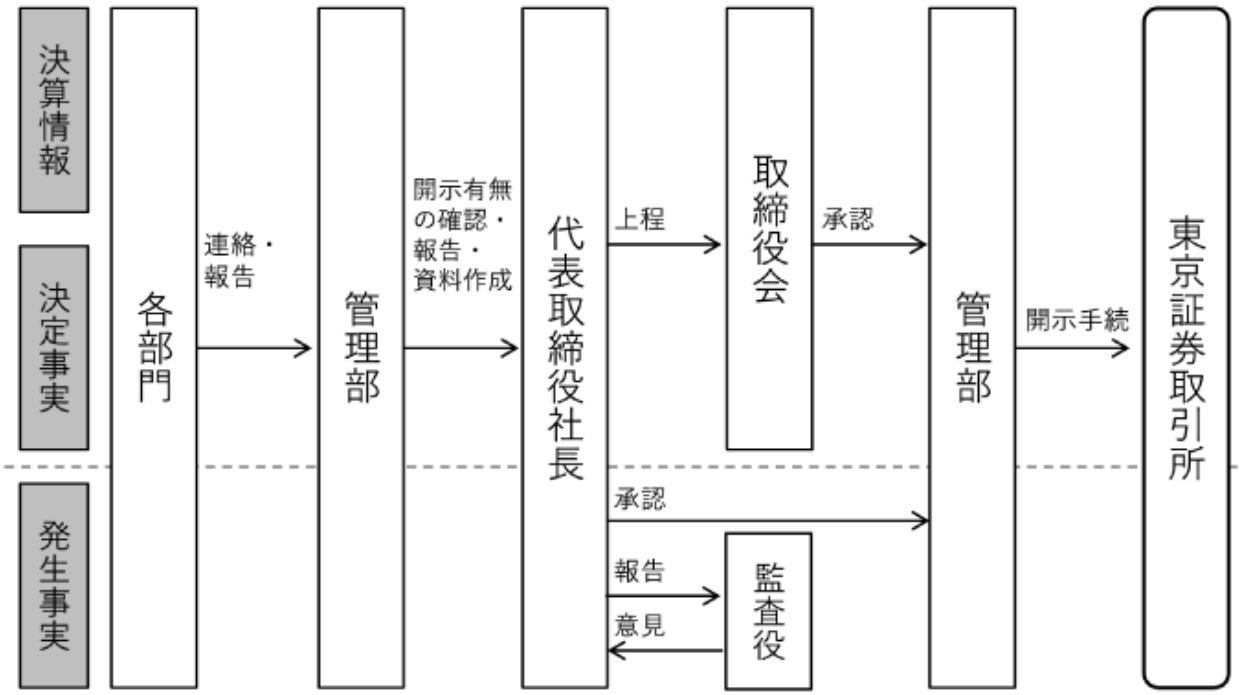
【適時開示体制の概要（模式図）】